

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p><u>第 2 条～第 26 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第 27 条～第 43 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>(創業の精神)</u></p> <p><u>第 2 条</u> 当会社ならびに GMO インターネットグループは、創業の精神として「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</p> <p><u>第 3 条～第 27 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会による事後承認の禁止)</u></p> <p><u>第 28 条</u> <u>取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。</u></p> <p><u>第 29 条～第 45 条</u> (現行どおり)</p>